

近江八幡市・東近江市・日野町・竜王町にお住まいの方へ 農業用免税軽油の申請手続きのお知らせ

中部県税事務所では令和6年10月1日から、農業用免税軽油の手続きは次のとおりといたします。

- ・申請から受取までの期間は1週間（お盆や年末年始を除く）となります。
（繁忙期や代理申請の場合は、申請から受取までの期間は2週間となります。）
- ・**郵送による申請に対応いたします。**
- ・郵送により申請いただく場合は、「受取」に1回お越しいただく必要があります。
- ・来所して申請いただく場合は、「申請」と「受取」の2回お越しいただく必要があります。

1. 郵送により申請いただく場合

① 免税軽油使用者証および免税証の申請書類を中部県税事務所あて郵送する。

郵送いただくもの

- ☐ 別紙「申請に必要な書類」に記載の書類
- ☐ 免税軽油使用者証（写）
- ☐ 返納する免税証（写）
- ☐ 領収書（納品書）（写）
- ☐ 返信用封筒（110円切手を貼付したもの）
※受付カードを返送するために必要ですので、必ず添付ください。

② 申請書類を確認次第、受付カードを郵送いたします。

受付カードに免税証等の受取予定日を記載しております。

予定日以降に受け取りにお越しく下さい。

③ 来所して、免税軽油使用者証と免税証を受け取る。

持参いただくもの

- ☐ 受付カード
- ☐ 免税軽油使用者証（原本）
- ☐ 返納する免税証（原本）
- ☐ 手数料500円（必要な場合）
- ☐ 委任状（委任される場合）
※受取の際には受領欄への記名または押印が必要です。
※申請書等に不備があれば受取時に訂正をお願いする場合がございます。

2. 来所して申請いただく場合

① 免税軽油使用者証および免税証の申請書類を提出する。

窓口で内容を確認した後、受付カードをお渡しします。

持参いただくもの

- ☐ 免税軽油使用者証
- ☐ 領収書（納品書）
- ☐ 別紙「申請に必要な書類」に記載の書類
- ☐ 手数料500円（必要な場合）

② 来所して、免税軽油使用者証と免税証を受け取る。

持参いただくもの

- ☐ 受付カード
- ☐ 委任状（委任される場合）
※受取の際には受領欄への記名または押印が必要です。
※申請書等に不備があれば受取時に訂正をお願いする場合がございます。

申請書類送付先

〒527-8511

東近江市八日市緑町7-23

中部県税事務所
課税課 課税一係（免税軽油担当）

（切取って封筒に貼付けてご利用ください。）

お問合せ

中部県税事務所 課税課 課税一係

TEL:0748-22-7709

FAX:0748-25-2660